

公益財団法人しまね農業振興公社
農地中間管理事業管理システム業務仕様書

令和元年 6 月

公益財団法人しまね農業振興公社

I 総則

1 目的

公益財団法人しまね農業振興公社（以下「公社」という。）が実施している農地中間管理事業は、農地の出し手と農地の借り手の間に入り、借り受け・貸し付けに係る農地筆別データの管理及び賃借料の収受業務等を行っている。

公社は、当該事業を効率的に推進するために業務の一部を委託して実施しており、委託先における契約関係書類の作成などが煩雑となっている。

また公社は、委託先が作成した書類に基づき更に整理をしている状態で、委託先と公社が一元的なデータ管理となっていないことから効率的な業務運営が課題である。

ついで、今後益々膨大なデータ管理が求められる中で、効率的かつ正確で安全的な業務処理が必要となる。一方で、全国農業委員会ネットワーク機構が運営する農地情報公開システム（全国農地ナビ）において農地中間管理事業業務機能が実現される見込みであるが、全国農地ナビで実装予定の無い公社独自で要求する機能を実現する必要があることから、公益財団法人しまね農業振興公社農地中間管理事業管理システム（以下、「システム」という。）を利用料契約により導入する。

2 基本方針

(1) 業務効率の向上、システムの向上

公社からの農地中間管理事業業務の委託先において、農業者や農地の受付、口座情報、中間管理権の設定等の情報が正確かつ円滑に輸入でき、各種申出書および農地賃借料の振込・引落関係の関係書類の作成ができるものとする。

また、公社において委託先が入力したデータを一元的に管理し、効率的な事務処理の構築ができるものを目指す。そのため、必要な機能が充実し、拡張性を考慮したサービスを選定して導入する。

(2) 安全性及び信頼性の確保

適切なセキュリティ対策が行われ、サイバー攻撃や障害等に迅速に対応できるシステムとする。

(3) 導入コスト、運用コストの経費削減

導入に伴うカスタマイズ及び維持管理コスト等の低減を図ること。

(4) 発展性

制度改正等に円滑な対応ができ発展性のあるサービスを導入する。

(5) 公社における業務の効率化

公社において簡単な操作によるデータ入力で帳票類の印刷利用が可能になり機動力に富むシステムとする。

公社において、最新のデータをリアルタイムで共有できること。

複数端末での同時処理が可能であること。

(6) 端末制約

ユーザの端末環境（OS やソフトウェアのバージョン等）に影響されないこと。

3 システム及びデータセンタの選定

信頼性の確保と短期間での確実な稼働を主目的とし、公社に最もふさわしい優秀なシステムを選定することから、クラウドサービスによるサービス提供型のシステム構成とする。

なお、システム提供に伴うサーバは、事業者にてデータセンタを準備する。ただし、パブリッククラウドサービスの利用は認めない。

データセンタについては、入退室管理などのセキュリティへの対策を実施している他、地震や停電への対策を

実施していること。

4 契約期間等

契約期間は以下のとおりとする。なお、システム開始日については、公社と事業者との間で協議のうえ変更できるものとする。

契約方法は、公社と事業者との間で協議のうえ決定する。

(1) 契約期間

契約日から 5 年間

(2) システム開始日

令和元年 8 月 1 日

6 システム運用

(1) 農地中間管理事業対象農用地及び農業者数の想定

対象農用地の筆数	110,000 筆 面積：10,000ha
借受公募者の数	3,000 経営体
農地の出し手の数	30,000 件

(2) 利用者数

ユーザ数	約 15 名
端末設置数	約 15 台
対象金融機関数	国内の主要金融機関（ゆうちょ含む）に対応
対象字数等	県内の市町村の全字を対象 (公社が市町村から Excel 形式での大字・字データの提供等を受けることを前提)

7 事業者要件

次の全てを満たす事業者であること。

- (1) 国内において、インターネットならびにデータセンタを用いた旧農地保有合理化事業、農地中間管理事業および農地利用集積円滑化事業これに関するシステムを納入し、正常に稼働させた実績を有する事業者であること。
- (2) システムの安全性と信頼性の確保を確実に行う事業者であること。
- (3) トラブルが発生した場合において原因究明・対応を迅速に行い、責任をもって導入、運用及び保守にあたる事業者であること。
- (4) システムの効率利用に対し常に前向きに取り組む事業者であること。
- (5) システム提供に際して、公社と協議等を実施する主たる担当者が、IT サービス提供やプロジェクトマネジメントに関する公的資格を有すること

II 要件

1 操作性

操作者の端末からデータ入力・照会・更新・検索及び帳票の出力等が遅延なく安定して処理できること。

画面構成、操作性等の統一が図られており、操作者が迷うことのないよう配慮されていること。

2 データ連携

- (1) データのうち必要な項目は、公社がリアルタイムで可能であること。

- (2) データの安全な一元管理が可能であり、データの重複登録、入力漏れ及び同期ずれを防ぐ機能を有していること。
- (3) 賃借料などの請求や各種通知を発送する際に、名寄せに対応していること。
- (4) 登録データの変更が生じたときは、効率的に行えるように対応できること。
- (5) 公社外部の別システムが作成したデータを取り込めるように協力し対応できること。

3 機能要件

別紙「機能一覧」をすべて実現すること。

4 履歴データ管理機能

履歴データが必要な業務においては、最新データのみでなく過去の履歴データも管理されデータの照会が可能なこと。

5 出力帳票

- (1) 出力帳票は、「公益財団法人しまね農業振興公社 農地中間管理事業管理システム 要求帳票一覧」の通りとする。ただし、これまでの他県の農地中間管理機構に対するシステム提供実績等をふまえて出力帳票の取捨選択を提案することを認める。
- (2) 出力帳票は、原則A4版とすること。
- (3) 帳票を出力できること

6 運用サポート要件

- (1) システムに登録したデータから農地賃借料の口座振替・振込用のデータ、および支払調書データの作成も可能であること。
- (2) 金融機関情報や土地情報について定期的にメンテナンスを実施すること。
- (3) 制度改正や業務効率化に伴う運用改善、システム改善について、定期的な提案、打ち合わせが出来ること。
- (4) 公社のシステム利用状況について定期報告をすること。
- (5) 公社情報や農業協同組合情報の変更に適宜に対応すること。

7 ネットワーク要件

インターネットまたは、ユーザが既に使用している回線を利用する事。

8 セキュリティ要件

(1) アクセス管理

端末操作記録を保持するために、アクセスログを採集できること。

権限が付与された職員のみ操作が可能であること。

(2) 情報漏洩対策

データは、情報漏洩対策の観点からデータ暗号化機能を有していること。

(3) ウィルス対策

サーバへのウィルス対策を整えること。

(4) 秘密の保持

ア 本業務の従事者は、個人情報の保護に関する法律及びセキュリティーポリシーを遵守すること。

イ 本業務において知り得た情報については、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。

(5) 貸与データ等の取扱い

ア 本業務の実施にあたり、貸与された資料及びデータ（以下、「貸与データ」という。）について、善良な管理者としての注意義務を持って適正に保管・管理するとともに、データの保護については万全の措置を講ずること。

イ 貸与データ等は、借用時と同一の記録状態及び形態で、使用が終了したら返却すること。

ウ 貸与データ等の漏洩や流出、使用目的以外の使用が認められた場合は、速やかに公社へ報告し指示に従うこと。

エ 通信上のセキュリティ

SSL 通信により通信上のセキュリティを確保すること。SSL 証明書については、受託者が代行取得すること。

オ 各端末からのアクセス制御

公社又は業務委託先を問わず、端末からのアクセスについては、ID・パスワードによる認証及び IP アドレス等によるアクセスの制御を行うこと。

9 データセンタ要件

(1) 設置環境

日本国内に設置されること。

(2) セキュリティ対策、災害対策

公益財団法人地方自治情報センターが示す「自治体クラウド開発実証に係る標準仕様書（平成 22 年度版）4.1.1 ファシリティ（データセンタ）要件」の内容を満たすこと。ただし、訪問可能なデータセンタの要件は除く。

(3) バックアップ

業務データの退避は、自動起動を考慮すること。

10 利用者パソコン要件

OS	Windows7 SP1、8、8.1、10
ブラウザ	Internet Explorer 11
帳票閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader

※パソコン、プリンタのハードウェアおよびウィルス対策ソフト等セキュリティソフトは利用者で準備する。

IV 導入作業要件

1 導入スケジュール

契約開始日から、令和元年 8 月 1 日までをシステム導入期間とする。

2 導入作業環境

- ・導入に必要な作業場所は、事業者にて確保すること。
- ・導入作業用の機器及び作業材料は、事業者にて準備すること。
- ・導入作業において貸与を希望する資材等があれば、申し出ること。
- ・導入作業にあたっては、情報セキュリティの管理を徹底すること。
- ・パッケージソフトやアプリケーション等、システムに必要な全てのソフトウェアのインストールと初期設定を行うこと。

3 導入工程管理

導入に係る工程での管理や進捗管理の状況については定期的に行うこと。

V 移行要件

1 データ移行方針

事業者は、限られた期間内に効率よくデータ移行が行われるよう、公社と十分な打ち合わせを行うこと。

(1) 移行データの変換方法

ア 移行に必要となる既存データの提供範囲は、必要となるすべてのデータとする。

イ データ移行は手作業での入力または変換も可能とするが、極力避けること。

ウ データの移行結果は徹底した検証を行い、データ移行の検証結果を報告すること。データ移行での不整合が生じた場合は、事業者の責任において速やかに対応すること。

※データ提供費用

データ提供費用は、既存データ業者から今回のサービス導入業者へデータ提供する際に伴う費用を意味し、本提案見積りには含めないこととする。

※データ移行費用

データ移行費用とは、全社共通で必要となる作業（データ提供費用関係分を除くデータ変換や確認作業等）に要する経費を意味し、本提案見積りに含めることとする。

今回のサービスの稼働に必要なすべての既存データを移行対象とする。

VI 研修

システム利用にあたり主要な処理に係る利用者を対象とした研修を公社と協議して実施すること。

VII 保守

1 保守

ア システム利用者からの問い合わせに対し窓口を一本化し、勤務時間内（9時から17時）に対応すること。

イ 運用体制（通常時及び障害・災害時）について明確にすること。特に、障害発生時の連絡体制及び復旧までの対応について、具体的に示すものとする。

ウ 契約期間中において安定的運用を図るための保守内容について明確にするものとする。

エ 常に安定したシステム環境が確保できるようバージョンアップを実施すること。

オ 軽微なデータの調査・修正は、保守の範囲内で実施すること。

2 拡張性

ア ユーザ数の増加に柔軟に対応できること（サーバ機器の増設を含む）

公益財団法人しまね農業振興公社 農地中間管理事業管理サービス 要求帳票一覧

帳票一覧				回答欄		作成対象外である場合には、その理由
項番	分類	帳票名	説明	作成対象	作成対象外	
1	貸付人に関する帳票	貸付希望農地の借受決定および貸付先の決定について(通知)	集積計画が作成された農地について、貸付希望者と農地中間管理機構間の賃貸借契約の決定および借受希望者と農地中間管理機構間の賃貸借契約決定を通知する帳票			
2		賃借料の支払通知書 ※金納にかかるもの	農地中間管理機構が貸付人に農地賃借料の口座振込みを実施する通知書			
3		賃借料の支払通知書 ※物納にかかるもの	農地中間管理機構が貸付人に農地賃借料(物納)の支払いを実施する通知書			
4		物納賃借料受領証	物納賃借料を受領したことを証する書類			
5	借受人に関する帳票	農用地等借受応募者一覧	農地中間管理機構に農地の借受希望を申し出た者の一覧表			
6		農地借受申込にかかる農地貸付の決定について	借受希望者と農用地利用配分計画書を交わした農地について、借受希望者と農地中間管理機構間の賃貸借契約決定を通知する帳票			
7		賃借料の請求通知書 ※引落通知	農地中間管理機構が農地賃借料の口座引き落としを実施する通知書			
8		賃借料の請求通知書 ※物納にかかるもの	農地中間管理機構が農地賃借料(物納)の徴収を実施する通知書			
9		物納賃借料受領証	物納賃借料を受領したことを証する書類			
10	CSV帳票	農用地等貸付希望申出一覧	システムに登録している貸付希望者情報の一覧表			
11		農用地等借受申込一覧	システムに登録している借受希望者情報の一覧表			
12		農地台帳総括	システムに登録している利用権情報の一覧表			
13		経理台帳(貸付人)	システムに登録している貸付人の口座情報の一覧表			
14		経理台帳(借受人)	システムに登録している借受人の口座情報の一覧表			